

大阪地裁総第821号

令和6年7月25日

山中理司様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

3月25日付け（同月27日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
大阪家裁堺支部職員配置表（令和6年4月1日以降の最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。